

建設工事等競争入札参加者の資格等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、市が発注する建設工事若しくは製造の請負、物品の購入又は設計、測量、調査等の委託業務その他の役務の提供等（以下「建設工事等」という。）の契約に係る競争入札（一般競争入札及び指名競争入札をいう。以下同じ。）に参加する者に必要な資格等について、必要な事項を定めるものとする。

(競争入札に参加することができる者)

第2条 競争入札に参加することができる者は、次の各号のいずれにも該当しない者で、競争入札の参加資格に関する審査（以下「資格審査」という。）を受け、大網白里市建設工事等競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されたものとする。

- (1) 施行令第167条の4第1項(施行令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)の規定に該当する者
- (2) 施行令第167条の4第2項(施行令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)の規定により市の競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 諸税を完納していない者
- (4) 建設業にあつては、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する許可及び同法第27条の23に規定する経営に関する客観的事項の審査を受けていない者
- (5) 測量業にあつては、測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項に規定する登録を受けていない者
- (6) 建築設計業にあつては、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項に規定する登録を受けていない者
- (7) 不動産鑑定業にあつては、不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152条）第22条第1項に規定する登録を受けていない者
- (8) 法令等により許可又は登録等を必要とする業種にあつては、当該許可又は登録等を受けていない者

(資格審査の基準日)

第3条 資格審査の基準日（以下「審査基準日」という。）は、申請日とする。

（資格審査申請書及び添付書類）

第4条 資格審査を受けようとする者は、次に掲げる区分に応じ、入札参加資格審査申請書に必要な書類を添付して申請しなければならない。

- (1) 建設工事
- (2) 測量・コンサル
- (3) 物品
- (4) 委託

（資格審査の申請の時期等）

第5条 資格審査の申請は、あらかじめ市長が指定する期間に行うものとする。

2 市長が、建設工事等の施工上、特に必要があると認めた者は、前項の規定にかかわらず、資格審査の申請をすることができる。

（資格審査）

第6条 資格審査は、提出された入札参加資格審査申請書及び添付書類等に基づいて、競争入札参加者としての適格性について次に掲げる事項について審査を行うものとする。

- (1) 金銭的信用
- (2) 契約履行に関する誠実性

2 建設工事に係る資格審査は、前項に定めるもののほか、競争入札に参加しようとする者の施工能力について、次に掲げる事項を審査するものとする。

- (1) 客観的事項（建設業法第27条の23第3項の規定により国土交通大臣が定める審査の項目）
- (2) 主観的事項
 - ア 工事成績
 - イ 納税の状況
 - ウ 営業所設置の状況
 - エ 労働福祉の状況
 - オ ISOの認証取得の状況
 - カ 災害時への対応の状況

（資格者名簿への登載等）

第7条 市長は、前条に定める資格審査の結果に基づき、第4条に定める区分に応じて、資格者名簿に登載するものとする。

(資格審査の結果の通知等)

第8条 市長は、第6条の規定による審査の結果、資格者名簿への登載の可否を決定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。ただし、資格者名簿を公表した場合にあっては、当該公表をもって通知に代えることができる。

2 前項の規定により資格審査の結果の通知を受けた者で、審査の結果に異議のある者は、当該通知を受けた日から起算して30日以内に、入札参加資格審査再審査申請書を市長に提出することができる。

(共同企業体の特例)

第9条 共同企業体は、特定の建設工事の施工を目的として結成される共同企業体（以下「特定建設工事共同企業体」という。）と中小建設業者等が継続的な協業関係の確保を目的として結成する共同企業体（以下「経常建設共同企業体」という。）に区分し、次のとおり資格審査をするものとする。

2 特定建設工事共同企業体の資格審査、申請方法等については、市長が別に定めるものとする。

3 競争入札に参加することのできる経常建設共同企業体の要件及び申請方法は、次に定めるとおりとする。

(1) 経常建設共同企業体の構成員（以下「構成員」という。）は、一の共同企業体について5社以内とする。

(2) 一の建設業者は、2以上の構成員となることができない。

(3) 資格審査の申請は、経常建設共同企業体競争入札参加資格審査申請書に、次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

ア 協定書

イ 経常建設共同企業体の主要取引金融機関名

ウ 経常建設共同企業体の建設工事の経歴書

エ 各構成員に係る第4条に規定する書類

4 前項に規定する経常建設共同企業体の資格審査は、第6条第2項に定める施工能力に関する審査項目について行い、工事種類別年間平均完成工事高、

自己資本額、職員数及び技術職員数については、構成員の合計値により、その他の項目については、構成員の平均値により行うものとする。

(変更等の届出)

第 10 条 資格審査の申請をした者は、当該申請に係る営業を廃止し、若しくは休止し、又は入札参加資格審査申請書の記載事項に変更を生じたときは、直ちに入札参加資格審査申請書記載事項変更届にその事項を証する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(変更等の届出に係る審査等)

第 11 条 市長は、前条に規定する届出があったときは、速やかに当該届出事項について審査するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、競争入札参加資格を有しないと認めるときは、その資格を取り消すものとする。

3 前項の規定により資格を取り消したときは、資格者名簿から当該申請者を抹消するとともに、当該資格を取り消した旨を通知するものとする。

4 前項の規定により通知を受けた者で、審査の結果に異議があるものは、当該通知を受けた日から 30 日以内に、市長に入札参加資格審査再審査申請書を提出し再審査の請求をすることができる。

(参加資格の承継)

第 12 条 入札参加資格者から当該営業の一切を承継した者又は入札参加資格者の死亡により当該営業の一切を相続した者で競争入札に参加しようとする者（以下「承継人」という。）は、入札参加資格承継審査申請書に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 当該営業の一切を承継したことを証する書類

(2) 承継人の当該営業に係る許可（登録）証明書

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請の内容について審査し、適当と認められるときは資格者名簿に変更の内容を登載するとともに、審査の結果を当該承継人に通知するものとする。

3 前項の規定により参加資格の承継が認められなかった者で、審査の結果に異議のあるものは、当該通知を受けた日から 30 日以内に、市長に入札参加資格審査再審査申請書を提出し再審査の請求をすることができる。

(参加資格の抹消)

第 13 条 市長は、入札参加資格者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者を資格者名簿から抹消するものとする。

- (1) 第 2 条第 1 号又は第 2 号に該当する者となったとき。
- (2) 入札参加資格審査申請書及び添付書類に虚偽の事項を記載したとき。
- (3) 金銭的信用を著しく欠くと認められるとき。
- (4) 第 10 条の規定による変更の届出を怠ったとき。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成 17 年 12 月 1 日告示第 127 号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 18 年 12 月 1 日告示第 146 号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 20 年 10 月 1 日告示第 110 号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成 23 年 9 月 26 日告示第 100 号)

- 1 この告示は、平成 23 年 10 月 3 日から施行する。
- 2 平成 23 年度に執行する競争入札のため、第 5 条に規定する資格審査の申請の期間を当該年度内として定めた場合における当該資格審査に係る規定の適用については、改正後の建設工事等競争入札参加者の資格等に関する要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成 24 年 12 月 28 日告示第 141 号)

この告示は、平成 25 年 1 月 1 日から施行する。